

日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

日額旅費支給規程（昭和37年岩手県訓令第30号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後					
別表第3（第2条関係）					別表第3（第2条関係）					
区分		日額		摘要	区分		日額		摘要	
[略]					[略]					
能力開発 発研修 及び専 門研修	宿泊 する 場合	公用の宿 泊施設そ の他これ に準ずる 宿泊施設	[略]		[略]	能力開 発研修 及び専 門研修	宿泊 する 場合	公用の宿 泊施設そ の他これ に準ずる 宿泊施設	[略]	
			清温荘	[略]					清温荘	[略]
			岩手県立総 合教育セン ター	2,800円					国立岩手山 青少年交流 の家	[略]
			[略]	[略]					[略]	[略]
			[略]	[略]					[略]	[略]
[略]					[略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。										

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。